

川西市シンボルマークデザインの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西市（以下「市」という。）のシンボルマークデザインの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「シンボルマークデザイン」とは、「清和源氏発祥の地 川西」を市内外にPRし、本市のシティプロモーションに資するものとして定められたシンボルマークの図柄をいう。

(シンボルマークデザインの利用等)

第3条 シンボルマークデザインは、別図のとおりとする。

2 シンボルマークデザインの色は、原則として黒色とする。ただし、背景色との調整により必要があると市長が認める場合は、他の色彩を用いることができる。

3 シンボルマークデザインを利用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 縦・横の倍率比を変更せず、視認性を確保できる適切な余白を設けること。

(2) 縮小して利用する場合は、縦横1cmを限度とし、シルエットに欠けた部分がないように表示すること。

4 シンボルマークデザインに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。）その他これに類する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(利用の申請)

第4条 シンボルマークデザインを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川西市シンボルマークデザイン利用許諾申請書（第1号様式）に完成見本を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

(1) 報道機関が新聞、テレビその他の媒体による報道又は広報の目的により利用する場合

(2) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において利用する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める場合

(利用の許諾等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、シンボルマークデザインの利用を許諾するときは、川西市シンボルマークデザイン利用許諾通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、シンボルマークデザインの利用を許諾しないものとする。この場合において、市長は、川西市シンボルマークデザイン利用不許諾通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあるとき。
- (4) 市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) シンボルマークデザインのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例施行規則（平成24年川西市規則第36号）第2条第1号に規定する暴力団等が申請し、又は利用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、シンボルマークデザインの利用について適当でない事由があると市長が認めるとき。

3 市長は、第1項の許諾をするに当たり、必要な条件を付することができる。

（許諾の有効期間等）

第6条 前条第1項の許諾の有効期間は、3年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

2 前2条の規定は、前項ただし書の更新について準用する。この場合において、第4条中「あらかじめ」とあるのは、「市長が定める期間内に」と読み替えるものとする。

（許諾内容の変更等）

第7条 許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、許諾を受けた内容を変更しようとするときは、川西市シンボルマークデザイン利用変更申請書（第4号様式）に完成見本を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 第5条の規定は、前項の変更について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは「第7条第1項」と、「シンボルマークの利用」とあるのは「許諾

内容の変更」と、同条第2項中「許諾」とあるのは「変更の許諾」と読み替えるものとする。

(利用料)

第8条 シンボルマークデザインの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に反する利用をしないこと。
- (2) 第3条に規定するシンボルマークデザインを利用し、縦横のサイズ比を維持した拡大縮小以外の変更を行わないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 許諾（第6条第2項及び第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) シンボルマークデザインを利用した物件について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと。

(改善指導)

第10条 市長は、シンボルマークデザインの利用状況がこの規程又は許諾内容に反すると認められるときは、利用者に対し、当該内容に沿うよう改善を指導することができる。

(許諾の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許諾を取り消すとともに、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる規定に該当するとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
- (3) 第9条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (4) 前条の規定による指導に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、シンボルマークデザインの利用を継続することができないとき。

2 市長は、前項の規定により許諾を取り消したときは、川西市シンボルマークデザイン利用許諾取消通知書（第5号様式）により当該取消しをした利用者へ通知するものとする。

3 市長は、利用者が前2項の規定により許諾を取り消されたにもかかわらず、当該許諾

に係る物件の利用を中止しない場合は、著作権法その他の法令の規定に基づき、利用の差止めその他の必要な措置を講ずることができる。

(免責)

第12条 市は、次に掲げるものに係る損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

- (1) 第10条の規定による改善の指導により利用者に生じた損害又は損失
- (2) 前条第1項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害又は損失
- (3) シンボルマークデザインの利用により利用者若しくは第三者に生じた損害又は損失
(損害賠償)

第13条 利用者は、第11条第1項各号に該当した場合において、市に損害を与えたときは、その損害について賠償しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、シンボルマークデザインの利用状況等に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

2 利用者は、申請書に記載した利用者の住所、名称、代表者氏名及び連絡先について変更が生じたときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

(公表)

第15条 市長は、シンボルマークデザインの利用を広く促進するため、シンボルマークデザインの利用の許諾件数に関する状況等を公表することができる。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークデザインの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別図（第3条関係）

シンボルマークの図柄

